

令和7年度
高槻市立学童保育室
入室のご案内

公立学童保育室用

<令和7年4月入室申請受付期間>

令和6年11月11日(月)～令和6年12月20日(金)

★申請詳細・窓口予約方法等については内面をご確認ください★

○郵送受付

令和6年11月11日(月)～令和6年12月20日(金)当日消印有効
※令和6年12月21日以降の消印分は、期間経過後受付とします。
※恐れ入りますが、郵送料等は申請者様のご負担となります。

○窓口受付

高槻市総合センター7階 子ども育成課 窓口(完全事前予約制)
令和6年11月11日(月)～令和6年12月20日(金)の開庁日
午前9時～午後5時

<特別会場受付>

高槻市総合センター6階 C602会議室(予約不要)
令和6年12月14日(土)、15日(日)
午前9時～午後5時

上記受付期間経過後も受付を行います、すでに満室となった保育室へ
お申込みの場合は、保育室に空きが出るまで待機となります。
(期間経過後申請受付詳細については内面をご確認ください)

(注意)民間学童保育室の入室申請受付は各事業者にて行います。
詳細については事前に各事業者へお問い合わせください。
(受付日程・各室内容等公立とは異なる場合があります)



市内民間学童保育室
の概要【一覧】

高槻市 子ども未来部 子ども育成課 学童保育チーム

<高槻市立学童保育室について>



市内民間学童保育室
の概要【一覧】

※民間学童保育室については、各事業者へお問い合わせください。

高槻市立学童保育室は、保護者が就労又は疾病等の事由により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童に適切な保育を行いその健全な育成を図るための施設です。

対象児童 小学校1～3年生で、保護者の就労や疾病等の事由により、放課後に適切な保育を必要とする児童。

(障がい児童の受け入れについては、入室要件を満たす6年生まで入室可)

※ 原則として、年間を通じて保育が必要な児童が対象です。

入室要件 児童の父母及び同居する者で20歳以上65歳未満の方全員が、保育をできない状況にあること

(20歳以上65歳未満 … 昭和36年4月2日～平成18年4月1日生まれ)

☆ 就労・就学の場合は下記①～③を全て満たす形で就労・就学していること

①概ね週4日以上 ②終了時間が14時以降であること ③1日(実働)4時間以上

☆ 疾病等が要件の保護者は、別途状況を証明する書類等が必要となります。

※ 保護者が求職中の場合は、入室はできません。

※ 保護者が育児休業を取得中の場合は、入室はできません。

上記要件を満たす形で就労している方が産前産後休暇をとられる場合、その間の受け入れは可能ですが、その後続けて育児休業の取得予定がある場合は、入室できません。

※ 学童保育室入室月に保護者が就労予定、契約更新予定、産後休暇または育児休業から復帰予定の場合は、申請可能です。入室月20日までに「雇用状況証明書」をご提出いただきますようお願いいたします。保育が必要な状況が確認できない場合は、月末で退室となります。

☆16歳以上19歳まで、65歳以上の方及び1～3年生の障がい児の保護者等の要件：

申請に必須ではありませんが、家庭状況の把握及び待機児発生時の選考に使用します(未提出の場合『無職』の方が在宅の扱いになります)ので保育できない状況にある場合はご提出ください

開室日 令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)ただし、
日曜、祝日、12月29日(月)～1月3日(土)及び3月31日(火)を除く。

開室時間 平日：13時30分～18時00分(延長保育利用時は、19時00分)
土曜日：8時30分～17時00分(延長保育の実施はありません)
学校休業日：月～金 8時30分～18時00分(延長保育利用時は、19時00分)
土曜日 8時30分～17時00分(延長保育の実施はありません)

※短縮授業等で各学童保育室の開始時間が異なる場合がありますのでご注意ください。

(学校給食が無い日は、お弁当の持参が必要です。)

定員 40名 ※同一小学校内に複数の保育室を設けている場合があります。

保育料 児童一人につき 月額:6,000円(8月のみ12,000円)

(延長保育料 月額:1,500円)

※ 月途中の入室でも、月額全額の保育料がかかります。

※ 世帯の課税状況等による減免制度があります。(要申請)

※ 原則として、口座振替のご利用をお願いいたします。(要申請)

入室許可 次の事由に該当する場合、入室許可を取り消し、退室となる場合があります。

の取消

- ・学童保育料を3か月以上滞納している場合
- ・正当な理由がなく、長期間欠席している場合
- ・児童、又はその保護者が保育上の指示に従わない、その他運営管理上不相当と認められる場合

その他 ・学童保育室では、安全対策のため、保護者の「迎え」を原則としています。

児童の送迎は行いませんのでご注意ください

・既存の学校施設等を使用して保育していますので、

トイレなどの設備が古い箇所もあります。ご了承ください。



<入室申請について>

1 令和7年度4月入室申請受付

令和6年11月11日(月)～令和6年12月20日(金)

上記期間中、下記①～③の方法で受付を行います。期間内申請分については申請の方法や先着順によって入室許可を決定するものではありません。

- ① 郵送による受付 ※恐れ入りますが、郵送料等は申請者様のご負担となります。
令和6年11月11日(月)～令和6年12月20日(金) 当日消印有効
詳細・宛先はチェックリストをご確認ください。
申請者控えは同封せずご自身で保管ください。
郵送申請が到達した旨は特にお知らせしません。確認されたい場合は
発送から3営業日以降後に電子申請にて到達確認を依頼してください。
お調べして回答メールを送付いたします。



郵送到達確認
二次元コード

- ② 事前予約による窓口受付
令和6年11月11日(月)～令和6年12月20日(金)(土曜・日曜・祝日を除く)
高槻市総合センター7階子ども育成課 午前9時～午後5時 完全事前予約制

(インターネット予約)

https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/reserve/offerList_detail?tempSeq=10197

※インターネットでの予約が困難な場合は、お電話での予約も受け付けております。

TEL 072-674-7656(令和7年度学童保育入室申請予約とお伝えください)

電話予約受付時間:午前9時～午後5時



窓口受付予約
二次元コード

- ③ 特別会場受付
令和6年12月14日(土)、令和6年12月15日(日)
高槻市総合センター6階 C602 会議室 午前9時～午後5時 予約不要

※書類に不備があった場合、不備を修正の上再提出をお願いします。必要書類が揃っているか十分にご確認の上申請を行ってください。受付期間内に提出された書類に不備があり再提出をする場合でも、再提出が期間内に間に合わなければ期間経過後の申請として取り扱いますのでご注意ください。

★期間経過後の申請受付について

上記期間経過後も以下の日程で入室申請の受付を行います。子ども育成課窓口申請書及び要件書類等をご持参もしくは郵送していただきますようお願いいたします。(予約不要)

【令和7年4月入室】

次回申請期限:令和7年2月17日(月)(必着)

!!消印有効ではないのでご注意ください!!

すでに満室となった保育室への申請も受付しますが、保育室に空きが出るまで待機となります。

【令和7年2月18日以降の申請及び年度途中での入室】

入室希望月前月 15 日(閉庁日の場合は翌開庁日)を締切(期限必着)として入室選考を行います。なるべく余裕をもってご提出いただきますようお願いいたします。

2 申請提出書類について

重要：全ての申請（入室・延長利用・減免）につき、年度毎の手続きが必要です。

下記のとおり書類を揃え申請を行ってください。なお、申請の際に児童の健康状態等についてお尋ねする場合があります。

各書類については、後述の詳細を必ずご確認の上、不備のないようご用意ください。兄弟で申請する場合、入室要件確認書類は世帯につき1部で結構です。

(1)入室申請

「入室申請書(3枚複写)」【記入例(別紙あり)を参照】

必ずボールペンでご記入ください。(鉛筆・消えるボールペン不可)

(2)入室要件確認書類(①②いずれか該当する書類を提出)

《児童の保護者(単身赴任含む)及び同居者分》※令和7年度中の到達年齢が基準です。

◇ 20歳以上65歳未満(昭和36年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の方:全員分必須

◇ 16歳以上19歳まで、65歳以上の方及び1～3年生の障がい児の保護者等:申請に必須ではありませんが、家庭状況の把握及び待機児発生時の選考に使用します(未提出の場合『無職』の方が在宅の扱いになります)ので保育できない状況にある場合はご提出ください。

① 就労の場合 … 「就労証明書」【記入例(別紙及びホームページ様式集にあり)を参照】

※令和7年度より、こども家庭庁から発出されました「標準的な様式」に準じる証明書に変更いたしました。

※マイナポータル(ぴったりサービス)の就労証明書作成コーナーを利用して、就労証明書をご用意いただいても構いません。その場合、以下2点につきご注意ください。

・必ず社印・代表者印押印済のものをご用意ください。

・申請者の住所・氏名・電話番号・通勤手段及び時間を欄外に記入してください。

※自営業に従事している方は、事業主の確定申告書の控え(最新年度分)、
個人事業の開業届出書類等、事業を営んでいることを証明する書類を必ず
添付してください。内職・業務委託その他に従事しておられる方で、就労
状況を自分自身で証明される方は、請負、委託の事実がわかる書類を添
付してください。

② 就学・疾病等、就労以外の場合 … 「入室理由書」(保育できない状況を詳しく記入)

※「入室理由書」に加え、下記ア～ウの事実を証明する書類の添付が必要です。

ア. 保護者及び同居者の疾病・介護・看護の場合 ⇒ 医師の診断書 又は 障がい者手帳等
(児童の保育ができない状況がわかるもの)

イ. 父母の就学の場合 ⇒ i) 学生証のコピー又は在学証明書 ii) 時間割(i及びii両方)

ウ. 父母以外の同居者の就学の場合 ⇒ 学生証のコピー 又は 在学証明書

(高校・大学等進学予定の方は、入室申請書へ「進学予定」と記入し、4月に証明書等をご提出ください。)

※必ずご確認ください※

- ◆ 証明書は令和6年10月1日以降に取得してください。
申請時点で証明日から3か月以内のもののみ有効です。
(学生証コピーの場合は有効期限内のものを提出してください。)
- ◆ 記入漏れ、印鑑漏れ、修正ペン等や担当者の個人印での訂正があるものは受付できない場合があります。申請前にご自身で必ずご確認ください。

(3) 学童保育室延長利用申込書 (希望者のみ)

延長保育を希望する場合は別紙、「延長保育の利用申込みについて(ご案内)」(学童保育室延長利用申込書裏面)にて詳細を確認の上、市役所子ども育成課の窓口にて、申込みを行ってください。

※ 入室申請提出後や年度途中でも申込可能です。利用の開始希望月の前月20日までに子ども育成課窓口へ「学童保育室延長利用申込書」をご提出ください。

(4) 学童保育室保育料減免申請書 (該当者のみ)

減免該当世帯については、「学童保育室保育料減免申請書」と下表の区分に応じた添付書類(保護者全員分と、同居家族のうち働いている方及び前年に収入があった方全員分)による申請に基づいて保育料・延長保育料を免除ないし減額します。(申請がない場合は該当無しとして扱います。)

毎月10日(10日が休日の場合は翌開庁日)までに申請された場合、その月から減免が適用されます。11日以降の申請は、翌月からの適用となります。提出が遅れた場合、申請がなされなかった場合等、理由の如何を問わずさかのぼっての適用はできません。

《減免概要と添付書類》※ 別紙、「保育料減免申請書」裏面の詳細を必ずご確認ください。

区分	対象世帯	申請書に添付する書類
A	生活保護法による被保護世帯 及び 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	生活保護受給証明書 又は 支援給付受給証明書
B	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯 (A階層に該当する者を除く。) ☆ 免除適用月によって対象年度が異なります ☆ 世帯員全員が非課税であることが条件です	市町村民税の課税状況・所得割額・控除額のわかるもの 主な例: 市・府民税(所得・課税)証明書※1※2 又は給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収額の決定通知書(写し) (4・5月は「R6年度」、6月以降は「R7年度」)
C	当該年度分の市町村民税が課税の世帯であって、その市町村民税所得割の額※3が、世帯員全員分の合計で27,000円未満であるものに属する者(A階層又はB階層に該当するものを除く。) ☆ 減額適用月によって対象年度が異なります	
	2人以上の児童が入室する世帯	添付書類不要(年上の児童名で申請書のみ提出) 2人以上の児童が、公立学童保育室に入室する場合のみ減額有

※1 当年1月1日に住民登録があった市町村にて発行(高槻市は総合センター1階税制課(23番窓口))

注)「令和7年度」の証明書は令和7年6月から発行可能となります。発行後に申請を行ってください。

マイナンバーカードをお持ちの場合、高槻市税証明はコンビニエンスストアでも発行可能です。

※2 証明書は発行日から3か月以内のもののみ有効です(申請日時点)。ご注意ください。

※3 階層Cの市町村民税は年額です。

(5)学童保育室入室申請児童状況(該当者のみ窓口でお渡しします。)

障がい児や配慮が必要な児童については、保育体制等の参考にさせていただくため、受付で状況書を記入していただきます。該当する方は窓口での申請をお願いいたします。

「入室申請書」「入室要件確認書類①・②」「延長利用申込書」「減免申請書」は、市のホームページからダウンロードできます。

入室申請書〈公立〉については、正本1枚・副本2枚の計3枚をご用意いただき、窓口受付の場合は3枚ともご持参ください。3枚目は受付印押印の上、申請者控としてお返しします。正本を2枚コピーしてご持参いただいても構いません。窓口受付時に子ども育成課にてコピーをとることはできませんのでご注意ください。

郵送提出の場合は、あらかじめ申請者控えを外して、正本副本1枚ずつの計2枚を郵送ください。誤って郵送された場合、申請者控えはご返却いたしません。

申請書類につきましては、各公立学童保育室及び高槻市役所子ども育成課(総合センター7階)でも配布しています。

3 入室許可

入室許可は、「入室申請書」及び「要件確認書類」等の書類審査等を行った後、保護者に通知します。

各保育室の入室児童数が定員を超えている場合には、選考により待機になる可能性があります。近隣の保育室で定員に空きがあれば、待機の間近隣の保育室(公立・民間)へ入室することもできます。なお、その際は改めて入室申請書を、公立学童の場合は市の窓口に、民間学童の場合は民間事業者にご提出ください。(要件書類(就労証明書等)は不要)

公立学童の入室を辞退される場合は、入室説明会前日までの開庁時間内に必ず子ども育成課まで直接ご連絡ください。ご連絡がない場合、保育料が発生します。

※入室説明会については、次のページをご覧ください。

4 学童保育室の開室校〈公立〉

高槻、芥川、磐手、清水、如是、阿武野、五領、桃園、川西、富田、大冠、南大冠、柳川、北大冠、桜台、芝生、日吉台、西大冠、玉川、上牧、北清水、赤大路、津之江、冠、柱本、三箇牧、丸橋、五百住、若松、竹の内、奥坂、土室、安岡寺、真上、松原、北日吉台、阿武山、南平台、郡家、寿栄

上記の小学校内に、学童保育室を開室しています。

在籍している小学校に限らず、希望する学童保育室に申込みすることができます。

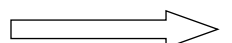
[お問合せ先・郵送宛先]

569-0067

高槻市桃園町2番1号 高槻市総合センター7階
高槻市 子ども未来部 子ども育成課 学童保育チーム
令和7年度学童入室申請係

TEL (072)674-7656

FAX (072)675-8648



<二次元コード>

窓口受付予約	高槻市立学童保育室 入室のご案内	民間学童保育室 入室のご案内	学童保育 申請用様式集	郵送到達確認
				

<一斉受付～登室開始までのスケジュール>

令和6年10月1日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度高槻市立学童保育室入室のご案内配布開始 ・令和7年度入室申請用添付書類取得開始日 (令和6年9月30日以前の証明日付分は受付不可)
令和6年11月11日(月) ～ 令和6年12月20日(金)	<p>高槻市立学童保育室令和7年4月入室申請受付期間</p> <p><郵送受付> 期間内提出(消印有効)</p> <p><窓口受付> 開庁日午前9時～午後5時 高槻市役所総合センター7階 子ども育成課窓口 窓口受付は完全予約制 ※令和6年12月14日・15日のみ 高槻市総合センター6階 C602 会議室 <u>予約不要</u></p>
令和7年1月末	入室決定通知送付予定
令和6年12月21日(土) ～ 令和7年2月17日(月)	<p>高槻市立学童保育室令和7年4月入室申請 当初期間外受付期間</p> <p><郵送受付> 期間内提出(<u>必着</u>)</p> <p><窓口受付> 開庁日午前8時45分～午後5時15分 高槻市役所総合センター7階 子ども育成課窓口(予約不要) ※満室となった学童保育室については、申し込みの後空きが出るまで待機となります。</p>
令和7年2月18日(火) 以降	随時受付(入室希望月前月15日締め切り)
令和7年3月初旬	当初期間外受付分入室決定通知送付予定
令和7年3月21日(金)	(希望者のみ)令和7年4月延長保育利用申込締め切り
令和7年3月下旬	学童保育室入室説明会(1時間半程度) 日程、実施場所等の詳細は入室決定通知に同封しますので、ご確認ください。
令和7年4月1日(火)	登室開始 ※新1年生も令和7年4月1日から登室可能
令和7年4月10日(木)	(該当者のみ)令和7年4月分学童保育料減免申請締め切り
令和7年4月21日(月)	(申請時に雇用予定・契約更新予定・産前産後休暇終了・育児休業終了により 職場復帰予定の方のみ) 雇用状況証明書提出締め切り